

労働者派遣事業に係る情報公開

2024年8月1日

株式会社アイ・エス・シー

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の第23条5項の規定により情報提供すべき事項を公開いたします。

- | | |
|------------------------------|----------|
| ① 派遣労働者の数（2024年6月1日現在） | 50 名 |
| ② 派遣先事業所数 | 5 事業所 |
| ③ 労働者派遣料金 （1日8時間あたりの平均額） | 25,056 円 |
| ④ 派遣労働者の賃金 （1日8時間あたりの平均額） | 16,848 円 |
| ⑤ マージン率（※） | 32.8 % |

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※マージン率には以下が含まれています。

| |
|---|
| <input type="checkbox"/> 福利厚生費 |
| 社会保険料の事業主負担（労災保険、雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金）他 退職金(中退共)積立 |
| <input type="checkbox"/> 会社諸経費 |
| 募集費用、事業運営に係る経費、オフィス賃貸料、通信費、教育訓練費等 有給休暇費用（派遣先への請求は出来ませんが、会社が派遣社員への賃金を支払います） |
| <input type="checkbox"/> 営業利益 |

※「労働者派遣事業報告書」（2024年6月提出）による数字です。

事務系・システム系、また登録型派遣・常用型派遣によっても異なります。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

| | |
|----------------------|-----------|
| 労使協定の締結の有無 | 有 |
| 当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 | 全ての派遣労働者 |
| 当該労使協定の有効期間の終期 | 令和7年3月31日 |

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 教育訓練の内容 | 対象者となる派遣労働者 | 方法 | 訓練費用 負担額 | 賃金支 給 |
|----------|-------------|------------|-------------|----------|
| 新規採用者訓練 | 雇入時 | OFF-JT | 無償 | 有給 |
| 技術訓練 | 派遣中 | OJT/OFF-JT | | |
| リーダー就任研修 | 派遣中 | OFF-JT | | |

| | |
|-------------------|--------------|
| キャリア・コンサルティング相談窓口 | 03-5992-2638 |
|-------------------|--------------|

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

福利厚生 定期健康診断、保養所、懇親会等の実施、健康保険組合の福利厚生サービス
以上